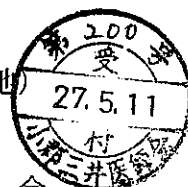


各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会第 0394 号(地)
平成 27 年 5 月 8 日



福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

消費税率引上げに伴う特定保健指導の費用の請求支払に関する
臨時対応の日程変更について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げに伴い、平成 25 年度特定健康診査結果に基づく特定保健指導のうち、同日以降に実施した特定保健指導の費用請求の取り扱いについては、平成 26 年 3 月 4 日開催の第 1 回各医師会生活習慣病担当理事者会（TV 会議）にてご説明するとともに、平成 26 年 5 月 26 日付け福岡県医師会第 602 号（地）並びに平成 26 年 6 月 28 日付け福岡県医師会第 903 号（地）にて貴会宛お知らせしたところです。

今般、厚生労働省等関係機関と調整の上、下記のとおり取り扱い日程が変更される旨、福岡県国民健康保険団体連合会より別添の通知が参りましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解いただくとともに、貴会管下関係機関に対してご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 今回の変更による保健指導実施機関での新たな手続き等は発生いたしません。
- 2) 社会保険診療報酬支払基金福岡支部については、従来通り 8%の税率を適用した保健指導費用が一括で保健指導実施機関に支払われます。

記

1. 変更理由

- (1) 第 4 回の支払時期を保険者の出納閉鎖を考慮し平成 27 年 6 月から同年 5 月に変更する。
- (2) 平成 27 年 4 月以降においても取り扱い件数が見込まれるため実施回数を 4 回から 6 回に延長する。

2. 日程変更の内容

- (1) 第 4 回分の支払月を平成 27 年 6 月⇒同年 5 月に変更
- (2) 実施回数を 4 回⇒6 回に延長

(変更前)

臨時対応	支払処理分	支払月 (※)
第 1 回	平成 26 年 4 月～7 月	平成 26 年 10 月
第 2 回	平成 26 年 8 月～9 月	平成 26 年 12 月
第 3 回	平成 26 年 10 月～12 月	平成 27 年 3 月
第 4 回	平成 27 年 1 月～3 月	平成 27 年 6 月

(変更後)

臨時対応	支払処理分	支払月 (※)
第 1 回	平成 26 年 4 月～7 月	平成 26 年 10 月
第 2 回	平成 26 年 8 月～9 月	平成 26 年 12 月
第 3 回	平成 26 年 10 月～12 月	平成 27 年 3 月
第 4 回	平成 27 年 1 月～3 月	平成 27 年 5 月
第 5 回	平成 27 年 4 月～10 月	平成 27 年 12 月
第 6 回	平成 27 年 11 月～3 月	平成 28 年 5 月

※末日一括払い

福岡県医師会 会長 様

福岡県国民健康保険団体連合会
理事長職務代理者
副理事長 永原 譲 二
(公 印 省 略)

消費税率引上げに伴う特定保健指導の費用の請求支払に関する臨時
対応の日程変更について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記の平成 25 年度特定健康診査結果に基づく特定保健指導のうち、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施した特定保健指導の費用請求の取り扱いについては、平成 26 年 5 月 13 日付け福国保連第 1031 号にて本会における請求支払事務の取り扱いについてご理解とご協力を賜っております。

今般、下記のとおり取り扱い日程の変更を行いますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、県内都市医師会へのご周知について、ご高配いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の変更による保健指導実施機関での新たな手続きは発生いたしませんことを申し添えます。

記

1. 変更の理由

- (1) 第 4 回の支払時期を保険者の出納閉鎖を考慮し平成 27 年 6 月から同年 5 月に変更する。(厚生労働省医療費適正化対策推進室と国民健康保険中央会の間で調整がなされています。)
- (2) 平成 27 年 4 月以降においても取り扱い件数が見込まれるため実施回数を 4 回から 6 回に延長する。(厚生労働省医療費適正化対策推進室、公益社団法人日本医師会及び一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会と国民健康保険中央会の間で調整がなされています。)

2. 日程変更の内容

- (1) 第 4 回分の支払月を平成 27 年 6 月⇒同年 5 月に変更
- (2) 実施回数を 4 回⇒6 回に延長

＝変更前＝

臨時対応	支払処理分	支払月 (末日一括払い)
第1回	平成26年4月～7月処理分	平成26年10月
第2回	平成26年8月～9月処理分	平成26年12月
第3回	平成26年10月～12月処理分	平成27年3月
第4回	平成27年1月～3月処理分	平成27年6月

＝変更後＝

臨時対応	支払処理分	支払月 (末日一括払い)
第1回	平成26年4月～7月処理分	平成26年10月
第2回	平成26年8月～9月処理分	平成26年12月
第3回	平成26年10月～12月処理分	平成27年3月
第4回	平成27年1月～3月処理分	平成27年5月
第5回	平成27年4月～10月処理分	平成27年12月
第6回	平成27年10月～ 平成28年3月処理分	平成28年5月